

(法第 10 条関係「設立認証申請」(設立当初の事業年度の事業計画書))

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和 5 年 5 月 31 日まで

特定非営利活動法人青少年未来プロジェクト

1 事業実施の方針

青少年がまちづくりに対して、意見を自由に交換できる場所の提供を行う。

青少年が無料で学ぶことができる無料塾を開催する。学習方法などのアドバイスを受けられ、理解できていない箇所をしっかりと質問できるように配慮する。また、職業に関する知識を学び、実際に職業人に話を聞く機会を創出する。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を鑑み、参加者を下記の通り少数に抑えて事業実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
まちづくりを目的とする事業	まちづくりに関する意見交換会「まちカフェ」の開催	10 月	奥州市江刺地区内	3 名	奥州市在住 青少年 5 名	5
青少年への学習支援を目的とする事業	「奥州無料塾」の実施	月 4 回	事務所	3 人	奥州市在住 青少年 5 名	50
キャリア教育を目的とする事業	「キャリア教育セミナー」の開催	12 月	事務所	3 人	奥州市在住 青少年 5 名	5

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合は「実施予定なし」と記載する。

(A 4)

(法第 10 条関係「設立認証申請」(翌事業年度の事業計画書))
(法第 25 条第 3 項及び第 4 項、第 26 条関係「定款変更認証申請」))
(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」))

令和 5 年度の事業計画書

令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 5 月 31 日まで

特定非営利活動法人青少年未来プロジェクト

1 事業実施の方針

青少年がまちづくりに対して、意見を自由に交換できる場所の提供を行う。

青少年が無料で学ぶことができる無料塾を開催する。学習方法などのアドバイスを受けられ、理解できていない箇所をしっかりと質問できるように配慮する。また、職業に関する知識を学び、実際に職業人に話を聞く機会を創出する。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を鑑み、参加者を下記の通り少数に抑えて事業実施する。新型コロナウイルス感染症の落ち着きを予測して、参加人数を倍増させて計画とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
まちづくりを目的とする事業	まちづくりに関する意見交換会「まちカフェ」の開催	10 月	奥州市江刺地区内	3 名	奥州市在住 青少年 10 名	8
青少年への学習支援を目的とする事業	「奥州無料塾」の開催	月 4 回	事務所	3 人	奥州市在住 青少年 10 名	70
キャリア教育を目的とする事業	「キャリア教育セミナー」の開催	12 月	事務所	3 人	奥州市在住 青少年 10 名	10

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合は「実施予定なし」と記載する。

(A 4)